

一般社団法人山形県放射線技師会 入会及び会費納入・免除に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会（以下「本会」という）の会員種別、入会、会費納入及び免除についての必要事項を定める。

(入会)

第 2 条 定款第 6 条に定める正会員として本会に入会しようとする者は、所定の事項を記入した入会届書に入会資格を証する書面の写しを添付し、事務局を通じて会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 定款第 6 条に定める賛助会員として本会に入会しようとする者は、所定の事項を記入した入会届書を、事務局を通じて会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

3 前 2 項の承認があったときに、正会員又は賛助会員となる。

4 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、第 4 条第 1 項に定める入会金を申込時に持参又は、振込の控えの写しを添付しなければならない。

(終身会員)

第 3 条 満 6 0 歳以上の正会員で本会の表彰規程第 2 条に定める永年勤続賞受賞者は、所定の事項を記入した終身会員承認願を事務局に提出し、会長の承認を受け、金 3 0, 0 0 0 円を納入することにより、終身会員となる。

(入会金及び会費)

第 4 条 本会の入会金は、当分の間ゼロとする。

2 本会の会費は、次の通りとする。

(1) 正会員 8, 0 0 0 円 (年額)

(2) 賛助会員 2 0, 0 0 0 円 (年額)

(期限)

第 5 条 会費納入期限は、その年度の 8 月 3 1 日とする。

(免除)

第 6 条 次の者は、会費の免除を受けることができる。

(1) 該当年度まで会費を完納した会員で病氣療養・出産・育児・介護・海外勤務療養のため一ヵ年以上離職した者

(2) 終身会員及び顧問

第 7 条 前条第 1 号により会費免除の取扱いを受けようとする者、所定の様式に一ヵ年以上離職することを証明する職場の証明書を添えて本会に申請するものとする。

2 復職する事を前提とし、前項に定める会費の免除は二ヵ年を越えないものとする。

附則

1 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

2 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会設立日より施行する。

附則

この規程は、平成 2 7 年 5 月 2 5 日から施行し、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。